

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

# 川崎町農業委員会

## 7月総会議事録

期 日 令和2年7月10日(金)

場 所 コミュニティセンター 2階

研修室3・4

令和2年7月10日開催、川崎町農業委員会総会をコミュニティセンター2階研修室3・4に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後1時30分

2、出席委員(12人)

1番	土田 大作	2番	高山 富昭	3番	田所 義信
4番	中村 明			6番	政時 修
7番	松江 英幸	8番	大内田峰夫	9番	谷 照明
10番	原 健治	11番	原口 友博	12番	横田 裕子
13番	山下 理江				

3、欠席委員(1人)

5番	西山 一郎
----	-------

農地利用最適化推進委員

中島 隆	鍋藤 清隆
松崎 政臣	川根 節生
木下 重光	奥 俊英

4、本会事務局 事務局長 林勇 係長：中島俊悟 主事：北代省吾

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第3番 田所委員 第4番 中村委員

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第3号 非農地証明について 2件

その他

事務 局長 定刻となりましたので農業委員会7月総会を始めたいと思います。議案についてですが、できるだけ時間短縮することを目的として、質問及び意見等については事務局に前もって連絡をしていただくようになっておりましたが、質疑応答については必要と考えるので、もし意見等がある場合については挙手をして発言していただくようお願いします。またそれでは、会長より挨拶をお願いいたします。

議 長 (挨拶)

事務 局長 本日は13名中、12名の出席であります。定足数に達していますので、総会が成立しております。議長は会議規則4条の規定により会長をお願いするようになっておりますので会長は議事進行をお願いいたします。また本会議においてはマスクの着用を了解していただきたいと思います。

議 長 それでは議題に入る前に議事録署名人を指名させていただいてもよろしいですか。

農業 委員 はい。

議 長 それでは3番委員の田所委員さんと4番委員の中村委員さんよろしくをお願いいたします。

議長                    それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局は説明をお願いします。

事務局                農地法第3条の規定による許可申請について説明します。1ページをお開きください。朗読いたします。

譲受人住所、川崎町大字田原●●番地、氏名、●●、年齢●●歳、家族構成、人員4人、農主0人、農従2人、自作地、6,059㎡、小作地、0㎡、計6,059㎡、農機具の状況は一式です。譲渡人住所、川崎町大字田原●●番地、氏名、●●、年齢●●歳、家族構成、人員4人、農主0人、農従2人、自作地、4,674㎡、小作地、0㎡、計4,674㎡、農機具の状況は一式です。土地の所在は、川崎町大字田原字鎮西原●●番、地目、畑、地積284㎡で他2筆で合計816㎡であります。通作時間は、徒歩10分で、申請理由は生前贈与であります。

本案件は記載のとおり生前贈与であります。贈与とはいえ生前であるならば下限面積等の要件をクリアしなければならないことから、先月の総会にかけることができませんでした。川崎町は申請地取得した後に4反以上所有している状態になることが必要であります。今回の申請地は816㎡ですので先月にかけることができませんでした。しかしながら譲渡人の●●さんは田川市にも農地を持っており、先月に田川市の農業委員会で3条申請をしたのち、許可を受けています。許可を受けた面積が議案に記載している6059㎡であります。つまり今月であれば3条申請の要件を満たしているような形になりますが、事前に事務局に電話にて●●委員及び●●委員よりご指摘があり、現地は平成30年に耕作目的で3条申請があつたにもかかわらず荒れているが今回はちゃんとするのですか。と意見がありました。申請者にそういう意見があることから、草刈りをしっかりして、きちんと耕作されてくださいと伝えました。本日現地確認を●●委員と●●委員で行いましたところ、途中までしてはいましたが、まだできていないため連絡をしたところ、来週一杯までには草刈りをしっかり完了させ、ヒュウガトウキと唐辛子を作付けすると回答を得ています。承認を頂けた場合、許可書の発行については、現地の草刈りを確認できてからの交付をする予定としておりますことを申し添えます。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは現地確認をしました●●推進委員は補足説明をお願いいたします。

●● 委員 事務局と●●委員と現地確認を行いました。指摘があったようにこの農地は猪国の女性より売買を行ったところであります。現地を確認したところ、草が生えており、耕作もしていませんが、何か月か前に草刈りをした形跡があることと、事務局よりヒュウガトウキと唐辛子を作付けすることを説明がありました。場所については●●さんのご自宅の付近と貴丸という鮮魚店の隣接地及び道を挟んだ反対側であります。以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び推進委員の補足説明がございましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

●● 委員 貴丸の横は畑になるような場所ですか。

事務局 局長 本人に農地改良で1 m以下の盛土等をして耕作するよう指導したいと思います。

議長 長 ほかございませんか。  
ないようですのでお諮りいたします。  
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(賛成多数)  
賛成多数ですので議案第1号農地法第3条1項の規定による許可申請について原案のとおり承認といたします。

議長 それでは議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について（番号1）に移ります。事務局は説明をお願いします。

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請（番号①）について説明します。譲受人住所、川崎町大字安真木●●番地、譲受人氏名、●●、譲渡人住所、川崎町大字池尻●●番地、譲渡人氏名、●●、土地の所在は大字池尻字原田●●番、地目が畑、地積が382㎡、申請理由は売買で、申請目的は一般住宅です。ご覧のとおりでございますが、住宅地の真ん中にあるような形であり、駅より半径300m以内に位置しますので、農地の区分といたしましては3種農地に該当すると思われます。場所等については5～6ページを参照されてください。別添資料に計画平面図がございます。承認されたら県へ意見書を添えて進達いたします。

議長 ありがとうございました。ただ今、事務局の説明が終わりましたが現地確認をした●●委員は補足説明をお願いします。

●●委員 現地確認を行いました。何も問題はないと思います。昔の池尻公民館の横であります。

議長 それではただいまの事務局の説明及び推進委員の補足説明について質疑及び意見のある方は挙手願います。  
ないようですのでお諮りいたします。質疑のある方は挙手願います。  
議案第2号番号1について賛成の方は挙手をお願いいたします。  
（賛成多数）  
賛成多数ですので議案第2号農地法第5条1項の規定による許可申請（番号1）について原案のとおり承認といたします。

議長 それでは議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について（番号2）に移ります。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請についての番号2について説明します。7ページをお開きください。

譲受人住所、東京都千代田区平河町●●、譲受人氏名、●●、譲渡人住所、川崎町大字川崎●●、氏名、●● 他1名、土地所在は川崎町大字川崎字飛渡●●番、現況地目、田、地積468㎡、他3筆で1,851㎡です。申請理由は売買で、申請目的は、太陽光発電設備です。

米田行政区の飛渡地区になります。記載のとおり太陽光発電設備であります。水利権者の承諾書もとっておりまして、隣地の住民にも承諾していただいているようです。

場所等につきましては、7ページの位置図と8ページの航空写真で確認をお願いいたします。別にペラ紙を配布していますが、土地利用計画図を添付しておりますので参照されてください。7月6日に●●委員と●●委員で現地確認をしました。現地確認の際に●●委員よりご指摘があった、農地の上にある池についての所有者は東川崎の持ち物になっていました。承認を頂けたら意見書を添えて県へ進達いたします。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは現地確認をした●●委員は補足説明をお願いいたします。

●●委員 現地確認を行いました。現場は飛渡の奥の方であります。地主は80後半の年齢でありますので耕作は不可能であると思われます。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 質疑のある方は挙手願います。無いようですのでお諮りいたします。議案第2号番号2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成多数）

賛成多数ですので議案第2号農地法第5条1項の規定による許可申請（番号2）について原案のとおり承認といたします。

議長 それでは議案第3号非農地証明について（番号1）に移ります。  
事務局は説明をお願いします。

事務局 非農地証明についての番号1について  
説明します。10ページをお開きください。  
朗読いたします。  
議案第3号非農地証明、番号1、申請者住所、川崎町大字池尻●  
●番地、氏名、●●、土地の所在、大字池尻字原田●●番、登記  
地目、田、現況、宅地、地積、176㎡、申請理由は、20年以上前  
より宅地として利用しており、農地の復旧は困難であるというこ  
とです。11ページに位置図、12ページに航空写真、13ページに  
現況写真を添付しております。

議長 ありがとうございました。それでは現地確認をした●●委員は補  
足説明をお願いします。

●●委員 現地確認をいたしましたところ、写真では家が解体中でありま  
すが、現地確認時は更地になっておりました。おそらく50年くら  
い前から建物はあったと思います。以上です。

事務局 補足説明です。川崎町の非農地証明の要件として、20年以上農地  
として利用していないこと、かつ、農地への復旧が極めて困難で  
あるという二つの要件をクリアする必要がありますので、更地にな  
っていることから、農地への復旧が困難であるかどうかという  
のが少し引っかけられますので、審議していただけたらと思います。

議長 質疑及び意見のある方は挙手願います。

●●委員 現地確認を一緒に行いました●●です。現地確認をしたときに更  
地になっておりまして、畑として活用することは可能ですが、水  
田として活用することは100%無理と考えます。

●●委員 非農地としてはできないと考えます。非農地は畑や田問わず農地  
にできないということなので5条申請がスムーズではないでしょ  
うか。

- 委員 現在、家屋を撤去して更地になっていると思いますが、この申請人が今後どのように利用するのかが問題ではないでしょうか  
もし、今後利用方法として現状のままの更地だとしたら、●●委員が言うように畑に戻すことも可能であることから非農地できないでしょう。しかし、宅地とするのであれば、非農地として認めてもいいと思います。
- 委員 利用方法はおそらく売って、その後買主が宅地にするためだと思います。
- 委員 本来は工事をする前に非農地証明をして、家屋を壊して、売る手順ですれば何も問題はなかったのですが、どういう事情でその手順を守れなかったのか聞いてみてはいかがでしょうか。
- 委員 おそらくですが、業者が早く崩さないと仕事の段取りができなかったのだと思います。
- 委員 非農地証明願いと5条申請の違いはなんでしょうか。
- 事務局 非農地証明は現況が宅地等になり、農地に戻せない状態の時の手続きで、現況が原野でも農地でも家を建てるから宅地にしてくださいという手続きになります。  
5条申請も非農地証明願いも、そのあとの目的は売買等になると思われませんが、非農地は農地を現況の地目に変更することです。転用は目的を持ってそれに応じた地目に変更する手続きと認識しています。
- 議長 他ございませんか。無いようですのでお諮りいたします。  
議案第3号番号1について賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(賛成少数)  
賛成少数数ですので議案第3号非農地証明について(番号1)について否決といたします。事務局は申請人に5条申請をするよう指導をお願いします。

議長 それでは議案第3号非農地証明について（番号2）に移ります。  
事務局は説明をお願いします。

事務局 非農地証明についての番号2について  
説明します。14 ページをお開きください。  
朗読いたします。  
議案第3号非農地証明、番号2、申請者住所、川崎町大字安真木  
●●番地の1、氏名、●●、土地の所在、大字安真木字戸山原●  
●番、登記地目、畑、現況、畑、地積、268㎡他1筆で502㎡で  
す、申請理由は、20 年以上前より山林として利用しており、農  
地の復旧は困難であるということです。7月6日に●●委員と●  
●委員と現地を確認しました。11 ページに位置図、12 ページに  
航空写真、13 ページに現況写真を添付しております。

議長 ありがとうございました。それでは現地確認をした●●委員は補  
足説明をお願いします。

●● 委員 現地確認をいたしました。この戸山原地区はほとんどが農地です  
が、植林をして、とても太い幹になっているのが現状でございま  
す。写真を見ていただくと分かりますがこれを農地に復旧するの  
は非常に困難であると判断しました。以上です。

議長 質疑及び意見のある方は挙手願います。  
無いようですので、お諮りいたします。  
議案第3号番号2について賛成の方は挙手をお願いいたします。  
（賛成多数）  
賛成多数ですので議案第3号非農地証明について（番号2）につ  
いて原案のとおり承認といたします。

議 長            その他に入ります。  
                  何かありますか。

事 務 局            農業新聞及び農業者年金の推進をお願いします。活動記録簿の  
                  提出をお願いします。

議 長            他ございませんか

●● 委員            (産廃の話)

                  他にありませんか

                  次回の総会は、8月7日(金)9時00からを予定しております。  
                  以上をもちまして、川崎町農業委員会7月総会を閉会いたします。  
                  お疲れ様でした。

閉会 午後14時20分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

3番委員 \_\_\_\_\_

4番委員 \_\_\_\_\_

議 長 \_\_\_\_\_